

第八十四回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第二十号

昭和五十三年五月三十日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 久保 等君

理事 相沢 英之君

理事 林 義郎君

理事 水田 稔君

理事 中井 治君

理事 高村 坂彦君

理事 友納 武人君

理事 羽生田 進君

理事 橋本龍太郎君

理事 藤本 孝雄君

理事 川本 敏美君

理事 竹内 勝彦君

理事 工藤 晃君

理事 池田 行彦君

理事 島本 虎三君

理事 古寺 宏君

理事 戸沢 政方君

理事 西田 司君

理事 萩原 幸雄君

理事 福島 謙二君

理事 小川 仁一君

理事 馬場 昇君

理事 東中 光雄君

理事 山田 久就君

理事 味村 治君

理事 石渡 鷹雄君

理事 出原 孝夫君

理事 橋本 道夫君

理事 二瓶 博君

理事 水産庁次長 恩田 幸雄君

委員外の出席者

警察庁刑事局保

安部保安課長 柳館 栄君

外務省欧亜局外

務参事官 加藤 吉弥君

外務省国際連合

局社会課長 丸山 俊二君

文化庁文化財保
護部記念物課長 横瀬 庄次君

林野庁指導部森
林保全課長 小田島輝夫君

特別委員会調査
室長 綿貫 敏行君

委員の異動

五月三十日

辞任

岩垂寿喜男君

土井たか子君

補欠選任

小川 仁一君

川本 敏美君

同日

辞任

小川 仁一君

川本 敏美君

補欠選任

岩垂寿喜男君

土井たか子君

を明確にして、その理念を明定させるような法律にするべきではないのか、私も常にそう思っておるのであります。法律の体系を整備することに対してのお考えは、大臣どのように持っておりますか。

められている、そういうような一つの長官の任務、こういうようなものの観点からして、法律の整備というものは今後必要だと思ふのであります。内閣の法制局来ておりますか。――まだ見えないうですら、この問題はちょっと後回しにさせていただきます。

○山田国務大臣 ただいま鳥本委員から御指摘になりましたけれども、野鳥、鳥獣というものが自然というもので占める非常に重要性ということについては、謙虚に、しかしながら改めて深く思いをいたさなければならぬものである、そういう点の認識が、昨今のいろいろな事情から一層強まってきているんじゃないかというふうに考えます。いま今日の狩猟法についての御指摘の点がありましたが、私もこの問題については、根本的な点でいろいろ考えなければならぬ点が非常に多いという点については、感を等しくいたしている次第でございます。今回については、いろいろないきさつというものにも人間しがらみみたいに縛られているという点、これはなきにしもあらずということとをわれわれも反省するわけでございますけれども、やはり基本的には自然を守るといふ見地、保護するという立場に立つて、この問題をどうしていくかということについては、無論、長らくの慣習、しきたり、事情、あるいは西欧の場合とちよ

鳥獣保護及び狩猟の適正化という答申が一月の二十日に出されたわけであります。これに従って法改正を行った、こういうようなことに私も存じておりますが、答申に沿うての改正ですか、また環境庁として独自の見解を踏まえての改正になりましたか、この辺をひとつ明確にしたいのであります。

○久保委員長 これより会議を開きます。鳥獣保護及び狩猟二閣スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

○鳥本委員 答申の第二というところに、鳥獣保護の強化、これが一つございましょう。これは、鳥獣保護については、渡り鳥や中継地それから繁殖地などの管理の大部分が都道府県知事にゆだねられているだけでは不十分だ、国が積極的な保護策を講ぜよ、こういうふうにあるのであります。そして、「このような趣旨にかんがみ、現在実施中の第四次鳥獣保護事業計画は速やかに再検討を行うとともに、国が実施すべき鳥獣保護事業についても計画を樹立し、それに基づき効果的に実施するよう検討すべきである。」こういうふう

○鳥本委員 この鳥獣保護及び狩猟二閣スル法律、本法は明治以来の狩猟法の手直し、また手直し、こういうふうにして現在に至っております法律のようでありまして、いろいろな資料によりまして、いわば狩猟が主体な法律であって、それが時代の要求に応じて、それだけではまかり通らなくなり、手直しを加えて現在に至っている法律のようであります。鳥獣保護というその保護の概念、基本理念

○鳥本委員 やはり環境庁でありますから、そういうような環境の整備、またいろいろ設置法に決

いてあります。法案や計画にこの点をどのように盛ったのですか。

○出原政府委員 答申の中に、鳥獣保護の事業計画につきまして国が積極的な姿勢で臨むべきであるという点についての御指摘がございましたのは、いまお話しのとおりでございます。この答申に應じまして、私どもは第四次鳥獣保護事業計画、これは昭和五十二年度から昭和五十六年度までの五年間にわたる事業計画でございますが、現在の鳥獣保護事業計画は、各都道府県で事業計画をつくる際の指針を国が示しまして、それに基づいて各都道府県が計画を立てたものをまとめておるといふことでございまして、この計画を私どもといたしましては早急に見直しをいたしまして、国が保護すべきものについて、特に渡り鳥あるいは絶滅に瀕しておる貴重な鳥につきましては、これを鳥獣保護区の設定等を中心といたしまして、これを見直した上で、五十六年度を待たないで、できるだけ早く、私どもとしては今年度中にも新しい事業計画を設定したいというように考えておるところでございます。

○島本委員 そうすると、この答申にそのまま治うてこれは実施するのだ、年次を早めて実施するのだ、こういうように受け取っていいんですか。

○出原政府委員 そのとおりでございます。

○島本委員 そうすると、この「鳥獣保護及び狩猟の適正化について」の答申、この中には狩猟の場について明確に載っているわけです。まことに具体的に指示してあるわけでありまして、それらから危険防止等の徹底を図るために、狩猟区を設定して、「放鳥獣を主な対象とする狩猟のみを認めるよう改めることが適当である。」という趣旨の答申になっております。「狩猟の場の考え方」これについては結論が出てない。結論が出てないで、望ましい方向を指示しているわけでありまして、「狩猟の場の考え方」に対しては結論がない。三論併記になっている。これはちょっとおかしいじゃないですか。したがって、環境庁は基

本的にどう考えているのか。三論併記のいずれをとるか。乱獲による鳥獣の減少を防止するため、危険防止の見地からも、猟区、銃制限をとるべきでなかったのか。これについていかがでございますか。

○出原政府委員 御指摘のように、今回いただきました答申の中で、全委員の意見の一致をいたさなかつたものは、この「狩猟の場の考え方」でございます。この「狩猟の場の考え方」につきましては、各委員の御意見がなかなか一致を見なかつたということが、昭和四十七年に御諮問を申し上げてお答えをいまだにいただかなかつた大きな原因であつたわけでございます。

したがって、この御答申をいただきました。環境庁といたしましては、現状を大きく変更することは、この三つの御意見が並行して出ている限り、なかなかむずかしいわけでございます。しかし、世界の情勢その他から考えまして、私どもは、できるだけ猟区等におきまして秩序ある狩猟が行われるということが望ましいという観点から、今回法案でお願いをいたします。猟区につきましては、私営猟区、いわゆる都道府県、市町村以外の者も猟区を経営することができるとか、あるいは放鳥獣だけで行う猟区というものを制度的に用意をいたしたいということで、秩序ある狩猟をできるだけ行う場を広げていきたいということと、今回の法律改正をお願いした次第でございます。

○島本委員 そうすると、これは三つ併記しておいて、そのいずれとも言わないで、その後で「鳥獣保護・危険防止等の徹底を図るため、猟区を設定し、放鳥獣を主な対象とする狩猟のみを認めるよう改めることが適当である。」とするならば、これはおのずと第三のこれを指向していることになるんじゃないですか。三論併記したというが、この委員の中にはやはりいろいろな御意見がふくまれているわけでありませんか。したがって、審議委員、いろいろな人の立場も確かにあったでしょう。しかし、これは一本筋をびしりと通すた

めには、「狩猟の場の考え方」は、結論なしじゃなくて、(三)のこれが正しい、したがって、その次にはきちつとした結論が出てくる、こういうふうな並ぶのが本当だと思うのですが、この点は、環境庁としてもその辺まできちつとした考え方に立っているのですか、いまいせんすか。

○出原政府委員 いま御指摘のございました答申の中の「鳥獣保護・危険防止等の徹底を図るため、猟区を設定し、放鳥獣を主な対象とする狩猟のみを認めるよう改めることが適当である。」という御意見は、三つに分かれました三番目の御意見でございます。この(一)、(二)を総合いたしまして、その次の行から「したがって」ということで総合的に御意見をいただいております。この御意見の中におきましても、やはり秩序ある狩猟というものが非常に必要であるということは、皆さんの一致された意見でもあるというように承知をいたしておりますので、この(一)、(二)といったような形での制度の基本を要するということは、この答申からはなかなか困難でございますけれども、猟区を拡充して秩序ある狩猟になれていただくということのために、行政当局としても努力すべきであるということから、制度の改善をお願いしたわけでございます。

○島本委員 では、この辺で一区切りをつけまして、味村第二部長が来ておりますが、いま審議中の鳥獣保護及び狩猟二閣スル法律の一部改正案、このいろいろな歴史をやってみると、ずっと明治時代からの法律、狩猟法の改正法案になっておるわけですね。その後になってきて、今度は鳥獣保護という言葉がついてきているわけでありまして、この法律の体系を見ます場合には、これはひらがなとかたかながその中にきちつと入っているわけでありまして、かたかなとひらがなが併用されている。調和しているのかいなのか、渾然とこの中で存在している。これは併用しなければならぬものなんでしょうか。そうだとすれば、その理由をちょっと聞かしておいてもらいたいです。ひらがなに

直すべきじゃないか、こう思うのでありますが、現在までのものはずっとかたかな、それからこれからのものはひらがな、見出しは全部ひらがな、こういうふうになっているのであります。この点はきちつとすべきじゃないかと思うのですが、内閣の考え方はどうなんでしょう。

たとえば、現在、電波法という法律があります。あの法律の中には、いまだに「通信大臣」という言葉が入っているのです。「通信省令」というのがあるのです。どこへ行ってもそんなのはないのです。後ろの方へ行くと、通信省令とあるのは郵政省令と読みかえろとあるのです。通信大臣とあるのは郵政大臣と読みかえろとあるのです。後ろの方へ行つて読みかえ規定を読まないで、いまだに通信大臣があるのかと、こういうふうなことで、そういう法律がまだ残っている。三つあるはずで、最近では全部一緒に合わせて、沖繩国会以来これを改正してしまっているのです。いまだに通信大臣なんかいりますか。通信省令という省令があるのですか。こういう法律が存在している。

今度の場合には、法律の名前はきちつとしていますが、この中には、見出しの部分は全部ひらがな、書いてあることは全部かたかな。どうもこういうふうなのは何か一特性があるのでしょうか、ないのでしょうか。これはひらがなと併用しなければならぬものなのでしょうか。内閣の立場から、この点、よく説明してもらいたいのではありませんか。

○味村政府委員 現在の法律案は、すべてひらがなまじりということになっておるわけでございます。そして、それは戦後ずっとそのようにしているわけでございますが、戦前の法律は、すべてかたかなまじりということになっておるわけでございます。したがって、法律案はすべてひらがなまじりにするという方針が決まりましたときにすべての法律をひらがなにするということができれば、これは一番理想的であろうかと存するわけ

でございますが、何分にも法律の数も多うござい
ますし、かたかなをひらがなにすると申ししまし
ても、これはかたかなをひらがなにすると申しまし
る解釈上の問題とかございまして、これは一挙
には、非常にたくさん法律でございまして、現在
きないわけでございます。そういう意味で、現在
はかたかなで書かれております法律を改正いたし
ますときには、これはその法律の中の、たとえば
かなり独立性を持ちました一章全部を改めるとい
う場合には、その部分だけをひらがなにすると
いう場合はございまして、しかし、そのような場合
でございまして、すべて改正と申しますのは、も
との法律に改正部分が溶け込むわけでございます
ので、したがって、どうして、かたかなまじりの
法律を改正いたします場合にはかたかなで直さな
ければならぬということになって、現在の取り扱
いはそのようにいたしております。

○島本委員 やはりこの法律はおっしゃる通り
になっていくわけですね。ですから、それは了解
しましょう。「通信大臣」、「通信省令」はどう
ですか。

○味村政府委員 これはかなり以前のことござ
いまして、私ちょっと正確なことを申し上げかね
るのでございまして、一応当時は通信省に
改組するというので、たしか通信省設置法とい
う法律を出しました、そのときの同じ国会に政府
から御提案申し上げました法律案はすべて通信省
ということに御提案を申し上げた。ところがその
通信省に改組するという法律案が成立いたしま
せん、そのほかの通信省という名前を改めまし
た法律が成立いたしましたという関係で、現在のよ
うな状態になっているわけでございます。それ
で、その後それらの法律を改正いたします際には
郵政省というふうに直すようにしているわけござ
いまして、電波法等は恐らくそのような改正の
機会がなかったのではないかと存じます。

○島本委員 郵便貯金法の改正案や簡易保険法の
改正法案が今回通っているんです。そのときに同

じょうに全部やる方法はあるはずで、それを
やらないで、そして混乱を増しているわけだ
うも内閣のやり方というのはいさかいのじゃな
いのですか。これは自民党の指導によるのですか。
○味村政府委員 ただいまはつきり調べたわけ
はございせんので、はっきりしたことは後でま
た調べたいと思いますが、郵便貯金法と簡易保
険法には通信省という言葉集はないはずでござ
います。ありますのは郵便為替、振替法ではないか
と存じます。

○島本委員 したがって、やろうという意思があ
れば、関連する法律はいまから何年前かに、もう
すでに何回も改正されているんです。それを全部
見落として、依然としてそれを残してあるから、
これは怠慢じゃないのか、こういうようなこと
です。それを何回も指摘しているのですが直さな
いのです。しかし、やはりこれは法制局の怠慢じゃ
ないかとささや私思うのでありますが、やる方法
は幾らでもあるはずで、したがって、それを早
くやってきちんとしてもらいたい。

それと、いまの鳥獣保護法、これを同じように
かたかなをひらがなにしている意味の違ふとい
うのはあるのですか。

○味村政府委員 かたかなまじりの文章と申しま
すのは文語体でできているわけでございます。文
語体でできておられますものを口語体に直します
というときには、文語体独特の表現というのがござ
いますし、口語体にはまた口語体の表現というの
がございまして、これをそのまま字だけ直す
というわけにはまいらないわけでございます。文
語体を今度は口語体に直さなければならぬとい
うことになるわけございまして、かたかなをひ
らがなに直すというだけではございせん、文
語体を口語体に直すという問題が別にあるわけ
でございます。その際に、いろいろ解釈上の問題も
出てこようかと存ずるわけでございます。

○島本委員 それでは、ひらがなの場合には文語
体では一切だめなんですか。

○味村政府委員 現在は、文語体は用いないで口

語体を用いるということにしているわけござい
ます。文語体で法律案を御提出申し上げるとい
うことは、やはり現在のわかりやすい法律をつ
くるというたてまえからは好ましくないことであ
ろうかと存じます。

○島本委員 体制の一元化を期するならば、この
見出しも全部かたかなにしておいたらいじや
ありませんか。見出しの方をひらがな、本文
の方はかたかな、どうも右と左と半分ずつ向
いっているようじゃありませんか。

○味村政府委員 昔のかたかなまじりの法律には
見出しははいたしてございまして、したがって
見出しが六法全書についておきますのは、こ
れは六法全書を発行するところにつけたわけ
でございます。そこで読者の便宜のためにひ
らがなで見出しをつけているわけございまして、
法律文それ自体にはひらがなは見出しはいた
してございまして、

○島本委員 それなら、この環境六法に書いてあ
るのほうを書いているのですか。これはどう
なんでしょうか。

○出原政府委員 ただいま法制局の方から御説明
がございまして、この環境六法を編さんす
る側におきまして読者の便宜のために見出しを
つけたということございまして、これは法律中
の見出しでは実はございせん。

○島本委員 その点は了解しました。

しかし味村部長、内閣から出てくるいわゆる閣
法という法律の中に、まださういうようにして、
そのいきさつがいかにあったか知りませんが、改
正すればできるような法律がそのまま改正され
ないで放置されているような点がある。通信委員
会の方では、同じようなことがあったのでそれ
を指摘しておいたのですが、この次にははかる
べく善処する、こういうようなことになっている
のであります。これも黙っていたらまた怠慢によ
って忘れてしまうこともあるのですから、特にこ
れを機会にして、鳥獣を保護するという立場か
ら、こういうような改正の点についても内閣法制

局の第二部長の方に強くこれを申し入れてお
きたい。速やかにこれは一元化して、読みか
え法なんかにやらなくてもきちっとわかるよ
うな法律体制にしておいてもらいたい。なお、こ
の中の見出しは親切なやり方であって、これは本
当の法律にはないものだということはわかりま
したから、それはよろしくございまして。どう
もありがとうございました。

では、次に入りますが、大臣の提案理由の
説明の中に、「国土の開発等に併い、鳥獣の生息
環境及び狩猟の実態が大きく変貌して参つて
おまして、これらに対応した制度の改善が各
方面から強く要請されているのであります。こ
ういふことについてはいかなる対応、いかな
る制度といたしましてございましょうか、この
対応についてちよつとお聞かせ願いたいので
あります。

○出原政府委員 実情だけ先に御説明を申
し上げます。

鳥獣が現在減少の傾向にあるだろうとい
うこと、これは数字をつかまえるのはなかな
かむずかしいのでございまして、狩猟を行
っている人たちの狩猟免許一件当たりの捕
獲の数でございまして、かそういつたもの
を調べてまいりますと、二十年間ぐらいの
間に一件当たりの捕獲数が三十羽であ
ったものが十七羽に減つておるとい
うこと、それから鳥獣全体が減つてお
るといふことは、私も実感としてある
問題でございまして、そのために、今
回の改正の中でも、特別保護地区にお
ける規制の強化その他につきまして
お願いをするというような措置も
とってございまして、なお先ほど御
答弁を申し上げました鳥獣保護事業
計画を見直そうということも、こ
の辺のところから出てくる問題で
ございまして。

○島本委員 そういたしますと、鳥獣保護区域内
における開発等の行為の規制及び特別保護地区
における行為の規制はさらに強化すべきであ
る、こういうようなことに当然なるではござい

せんか。政令事項が多い。それで環境庁はどんなことを具体的に考えているのか。これは前からもたびたび聞かれておるのですが、納得するような御答弁をいただけなかったものであります。鳥獣保護区内における開発行為の規制、それから特別保護地区内の行為の規制はさらに強化すべきである、こういうふうに思うのでありますが、余りそれに具体的な政令事項が多過ぎる。環境庁はどんなことを具体的に考えているのか、このことについて、この機会に、恐らく法律の場合には最後ですから、きちっと答弁してください。

○出原政府委員 今回お願いいたしておりますのは、鳥獣保護区、特別保護地区等におきまして、観光客が立ち入るために鳥が営業を中止するといったような事態が憂慮されますので、そういうものが規制できるようにということでお願いいたしておるわけでございます。

なお、全般的に鳥獣保護区につきましては、私どもは鳥獣保護事業計画の中で鳥獣保護区をさらに広げていきたいという希望を持っております。これは個々人の土地所有者の利害にも絡む問題でございますので、なかなか困難な面も多うございすけれども、各都道府県を督促いたしまして、その推進に努めてまいりたいと思ひます。

なお、鳥獣保護区の中での規制をさらに強めていくという問題がございすますが、この点につきましては、特に必要なものは特別鳥獣保護地区にするという方法をとりたいと思つておりますし、鳥獣保護区の中での規制を強めることは、逆に鳥獣保護区を広げることについて関係者の同意を得ることが非常にむずかしくなるという問題もございすので、この辺のところの兼ね合いを見ながら、私どもとしては保護区の拡充強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○島本委員 どうもその辺、はっきりしないな。緩やかにして完全に保護する、こういうような考え方がありますが、この施行令の第七条、第八条を見てください。これは鳥獣保護区、それから特

別保護地区の設置期間がはっきり載っておりますが、自然公園法であるとか自然環境保全法による指定のように、期限のない指定が一番保護になるのじゃないですか。それに対して、ちゃんと期間をつけていつも更新するということの方がベストなんですか、この点を伺ひます。

○出原政府委員 御指摘のような考え方も十分理由のある考え方の一つであると私も考えま

ただ、鳥獣につきましては、国立公園、国定公園等の特別地域と特別保護地区と比較して考えます場合に、鳥獣の生息状況が異なってくるというようにございまして、鳥獣保護区、特別保護地区に設定したら、そこに巢を営まないでほかに移ってしまったというようなケースも間々あるようにございすので、これらを勘案して、制度的に二十年以内において期間を定めて行うということに決められてきたいきさつがございす。

それで、無期限にこれを広げるといふのも一つの考え方ではございすけれども、いま申し上げましたような鳥獣の生息状況が変わるといふ問題もございすし、それから、個々人の持つておる権利の制限をさらに強めるといふ問題もございすので、土地所有者のいろいろな意味での協力をさらに引き続いて得るといふことのために、現在の状況で拡充強化を図っていくという手段をとつておるわけでございす。

○島本委員 やはりそれは緩やかにして完全に実施したいという、何かしら、まあ乙女のような考え方方で強い規制を打ち出しているようでありすが、それならば、自然公園法や、それによつてやる方がきちつとするわけです。そこへいかないうにして、緩やかにしながらこれは完全に実施したいという考え方は、何か環境庁の性格そのままをあなたがいま言ひあらわしているような気がするのであります。

そうすると、鳥獣保護区内、それから周辺での野生の動物、鳥類の林業や農業に与える被害について、ちよつとも一回念のために伺つておきま

すが、駆除を適切に行うために、被害者の申請による駆除を大体原則として認めているようでありま

○出原政府委員 現在の有害鳥獣の駆除は、原則的には御指摘のように、被害者が個別に実施しておるのが通例でございす。鳥獣と人間とができるだけ共存の関係にある、鳥獣といふのは、一面において益をもたらすものであり、一面においてふえ過ぎる害を及ぼすという性格を持つておりますので、そういう意味では、基本的には被害者が個別にというのが通例でございす。しかし、近年、市町村単位に駆除隊を編成し共同駆除を実施する場が増加してございす。それで、有害鳥獣の駆除の推進につきましては、私どももいたしましては、今後ともこういった駆除隊の活用で対処をするように、この辺のところには力を入れてまいりたいというふうに考えておるわけでございす。

○島本委員 被害の補償についてでございす。先ほども申し上げましたように、野生鳥獣は一面において人間に益をもたらすものでございす。スズメの例をとりましても、害虫を食べると

いうような問題もございすので、その被害につきましましては、有害鳥獣の駆除であるとか被害防止施設などのほかに、被害防止対策と共済制度あるいは保険制度との関連も出てくるということになり、実は非常にむずかしい問題でございす。この点につきましては、農林業の主管官庁である農林省におきましてもいろいろ御検討を願つておるところでございす。環境庁といたしましても、大変むずかしい問題ではございすけれども、今後いろいろ検討をいたしてみたいという問題でございす。

○島本委員 そういうような場合の地方自治体への財政援助に対しては、どのようなお考えで指導なすつておるのか。渡り鳥などの特殊鳥獣に対するえづけをやつていたり、いろいろな食べ物をや

をやっておる市町村もあるわけです。国としては、こういうような点は町村任せでしようか、何か指導をしているでしようか。または、これに反対する行政指導というようになことをしている例はありまじやうか。この点をひとつ、画一的などと言つて失礼ですが、余りにも市町村任せであるから、環境庁がわからない点がいままで多過ぎたんじゃないか、こういうような点から、ちよつと意地悪いのですがこういう質問をさしてもらひますが、これははつきり言つてくだされう。

○出原政府委員 御指摘のように、環境庁としてなお十分把握できていない面の中にあるかと存じますが、基本的には、私どもは、特に絶滅に瀕しておる鳥獣等につきましては、国ができるだけ関与をしてその保護を図るといふ方針をとりたいと考えております。鳥獣保護事業計画を見直して国設の鳥獣保護区を充実強化しようというののもその一つでございすし、また市町村で鳥獣の保護に当たつておられるというところにつきましましては、その個々の具体的なケースに応じまして、私どもの予算措置の可能なものについては補助金を差し上げるということを進んでございす。この方針につきましては、なお今後とも充実強化

をやっておる市町村もあるわけです。国としては、こういうような点は町村任せでしようか、何か指導をしているでしようか。または、これに反対する行政指導というようになことをしている例はありまじやうか。この点をひとつ、画一的などと言つて失礼ですが、余りにも市町村任せであるから、環境庁がわからない点がいままで多過ぎたんじゃないか、こういうような点から、ちよつと意地悪いのですがこういう質問をさしてもらひますが、これははつきり言つてくだされう。

を期していきたいというように考えております。
○島本委員 やはり口で言うだけじゃなしに、もっと具体的にそういうような点の把握が必要だと思ひます。余りにもこれは地方自治体に任せきりで、それを一生懸命やってもそれに報いる何物もない、こういうようなことであればいいない、こう思ひますから、一言いまいちよつと呈してみたいわけでありませう。これは重要じゃないようでありませうけれども、基本線に触れる点もありませうから、十分考えておいてください。

それから、かすみ網等に対しての指導はどういうふうにしていきますか。違法捕獲防止のためにも、これはもう猟具の製造であるとか販売であるとか所持であるとか、こういうような規制はすべきであると考えますか、すべきでないと考えておりますか、この辺の見解。

○出原政府委員 かすみ網の使用につきましては、かすみ網による捕獲が目的外の鳥獣を捕獲するということになるとともに、大量に捕獲するおそれが多ございませう。したがって、狩猟の場合、かすみ網を使用することを禁じていることは御案内のとおりでございます。環境庁といたしましては、有害鳥獣の駆除の場合にもできるだけかすみ網は使用しないように指導をいたしております。ただ一面におきまして、標識調査等のために鳥獣保護の専門の方々がかすみ網を使用するということが必要な場合はございませう。

かすみ網の販売の規制につきましては、これは流通面にかかわる問題でございませうので、一概に使用また販売禁止の措置をとることはなかなかむずかしい問題がございませうが、環境庁といたしましては、かすみ網による違法な捕獲が行われないうよう、今後とも各都道府県を奨励して取り締まりを強化するようにいたしたいというように考えております。

○島本委員 何かばたんと落ちないな、言葉だけが先行しているようである。
大臣、大臣は焼き鳥を食べたことがありますか。

○山田国務大臣 昔はございませうが、どうも若い時分は豚の腸じゃなかったかと思ひます。

○島本委員 実際、かすみ網はいま言ったようにして、厳正に使われていないのですよ。とつてはならない焼き鳥が出てくるんですよ。そういうふうにしてみると、やはり根本的にこの問題にメスを入れて、製造禁止、販売禁止、こういうようなところまでいかないと、これは何でも売り出されているのですよ。どうもその辺、本当にこれをやって、大量に、それも専門的に何か必要があつて研究や何かのためにやるというならそれだけ特に認めたらいいい。普通これを出したり、また使用する、製造する、こういうようなことを一般にやるのはやはりどうかと思ひます。これは禁止しませうか、そういうふうにするのではありませんか。これは長官には意地悪過ぎるから、局長。

○出原政府委員 かすみ網の製造、販売の問題は、先ほど申し上げましたように、なかなかむずかしい問題がいろいろございませう。特に魚の網がそのまますみ網と同様の使われ方をすること、これもあり得る問題でございませうので、私もは、なお検討を必要とする問題であるかと思ひます。ただ私も、それは申しまして、現在のかすみ網の使用が違法に行われている事実はやはりかなりあるというように考えますので、その規制は十分行う必要があるというところで、実はこのし初めに、行きました都道府県の名前はこういう公開の席でございませうので、御容赦を願ひたいのでございませうが、私どもの所管の課長を都道府県に派遣をするというところで、環境庁がこれに対して重大な関心を持つておるといふことを示すようなことをしたわけでございますが、なお、これで十分とは考えておりませうので、各都道府県とも打ち合わせ、督促をいたしまして、環境庁としてかすみ網の使用に対して強い姿勢を持つておるといふことを周知徹底を図るよう努力いたしてまいりたいというように考えております。

○島本委員 少しは決意を込めた答弁のように承りましたから、それは本当に実施するように期待します。

それでは、特殊鳥類の生息の徹底を期するため、生息する干がたであるとか湿地、こういうようなものを保存するために港湾の建設や埋め立て等の開発計画については慎重な環境影響評価を行うべきである、こういうようなことも答申されておられるのであります。この指導体制はきちつとしておりますか。やる場合には、きちつとアセスメントを皆さんの方で聴取してやらせていますか。その例外はありませんか。習志野の場合もあまいふたつたのでありますけれども、せつかくこういうふうになつていながらしり抜けになつては困るのであります。この点どうですか。

○出原政府委員 特に干がたが問題になりますのは公有水面埋立法に基づく埋め立てでございます。公有水面埋立法に基づく埋め立てが行われます場合に、関係の審議会におきまして、私どもの方の環境庁からもその審議会に入っておりますので、その際に自然保護局、私どもの方にもその埋め立てについての適否の意見を求められるという仕組みになつてございませう。その際に私どもは、鳥獣、特に渡り鳥の中でも重要な鳥につきましての生息の場所を十分確保するように、またそれが困難な場合にはかわりの場所を十分確保するようにといふことで、意見の調整をいたしまして確保に努めておるところでございます。

○島本委員 それはいいです。そのとおりやうでございます。ただやはり、谷津の干がた、あそこには渡り鳥が来ますが、あそこは成田へ行く湾岸道路で防音装置だけ軽く付したまま三分の一ほど埋め立てしてしまつてあります。これも環境庁の方へはやはり来ておつたのじゃないかと思ひます。あそこは、それなのに、これをもう変更もさせないで軽々に許可しておいて、そしていまのような答弁を平気です。まして前長官に至つては、飛行機より鳥の方が自由に飛び立てるからそこを埋め立てられてもどこかへ行つてまた鳥はちゃんと生息するであらうなどということを、文藝春秋にりつぱに書いて出している。こんなことで本当にいま言ったような特殊鳥類の生息の徹底を期することができませんか。環境庁の姿勢はまだ本法の実施を前にしても弱過ぎる。このことは強く私からも警告をしておきたいと思ひます。ただ、谷津の干がたはもう少し工法を変えてみたらどうか。これはやはりできない相談じゃないわけですね。それで、いま五十八ヘクタールから三十三ヘクタールに減らされても、渡り鳥は五千か六千羽が翼を休めている。飛行機よりも身軽にどこへでも行けるんだから、どこかへ行つて生息するだろう、こういうような言葉は、環境庁に責任を持つている人の言葉じゃないのであります。私は強く警告しておきたい、こう思ひますのであります。いまの言葉、覚えておいてください。そして、今後実施する場合には、完全な環境影響審査をしてみて、少なくとも本改正案の趣旨にもとらないうに今後十分に注意してやつてもらいたい、こう思ひますのであります。この点、大臣よろしゅうございませうか。

○山田国務大臣 いま御指摘のように、干がたといふものと渡り鳥という関係は、非常に重要な関係であることは御指摘のとおりでございます。十分ひとつとそういう点、よく意を用いて対処していきたいと思ひます。

○島本委員 もう少し決意が欲しいのは――意を用いて対処するには間違いないですね。私の在任中ぐらいのことはすつと入れて、あなたの存在をびちつとさせておいてもらいたいんですよ。愛情ある言葉ですよ。

前に岩垂委員が質問し、再検討を約束されましたが、鳥獣関係の専門職員の増加、配置、それから国立の調査研究機関、こういうようなことに対して、前回質問されて、私はあれはいいと思ひますが、これに対してはきちつと対処してもらいたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

○出原政府委員 私どもの方の職員につきまして

は、先般も御説明を申し上げましたように、専門官は一名でございますが、鳥獣保護課の十二名の職員は大部分は専門家でございまして。そういう意味におきまして、一名とお受け取りいただくのは、私どもにとりましてはなほ不本意でございますけれども、今後とも鳥獣保護行政の重要性にかんがみ、私どもといたしましては、この行政の充実強化には努力をいたしてまいりたいというように考えております。

なお、国設の研究所等の問題につきましては、御案内のように国家公務員の定員の事情の非常に厳しい時期でございます。しかし、環境庁といたしまして、鳥獣の保護あるいは有害鳥獣の駆除、その他総合的に研究する機能を十分に持たないといふことは大変残念なことでございます。したがって、いまして、何らかの形でこういったものを私どもとして十分研究、調査ができるように、今後とも努力を進めてまいりたいというように考えております。

○島本委員 水産庁の恩田次長、いらっしゃいますか。前回から御苦労さまです。

きょう、いまの場合、陸の鳥獣については環境庁、海の指定された鳥獣——鳥獣ではありませんが、獣については水産庁がいろいろつかさどっておると思います。日本近海におけるイルカの捕獲状況、こういうようなものはきちっとしていると思えますけれども、あわせて、今度は水産統計上、正確にとらえられるようになっておりますか、イルカの捕獲状況です。また、食用としての利用状況、こういうようなものは、現在はいきり水産庁でこれをとらえてございましょうか。まず、この件をお知らせ願いたいのであります。

○恩田政府委員 わが国の周辺で捕獲しておりますイルカの数量につきましては、一九七六年、昭和五十一年で一万七千六百頭というふうに理解しております。

なお、これにつきましては、統計の方では、いわゆる農林統計としては特に調査いたしておりませんが、私どもが県の水産関係の部局を通じまし

て調査した数字でございまして、今後もこのようなかっこうで統計をとってまいりたいと考えております。

○島本委員 水産統計上、これが正確になっていないといふこと、これは国際的ないろいろな事案に対処をする上にも、やはり政府としてのこのやり方、この辺が重要じゃないかと私は思うのであります。正確な統計、こういうようなものを持つておられる必要があるか、こう思うのであります。

それからまた、イルカ対策、こういうようなものは日本だけの問題じゃないのであります。生息数を把握しておくという必要、これは日本近海におけるイルカの生息数もはつきり把握しておられなければならない問題じゃないかと思うのであります。その生息数についての調査、こういうようなものも水産庁としては十分とらえてございましょうか。

○恩田政府委員 先生御存じのように、大型鯨につきましては、これは水産庁として各漁業者から完全に数量を把握いたしまして、国際捕鯨委員会の方に毎年報告しているところでございまして。なお、イルカにつきましては、現在、私どもの方の遠洋水産研究所でいろいろ生息その他について研究を進めておりますし、そのほか東京大学、長崎大学等でもいろいろ御調査を願っておるわけでございまして。それで、現在、その資源量そのものにつきましては、東海、東海、いわゆる西部日本海から東海、東海にかけての資源量については大体の推算ができておまして、約三十万頭というふうには理解しております。その他の地域につきましては、現在いろいろな手段を通じて調査を進めておりますが、まだ完全に数量的な把握には至っておりません。

○島本委員 この生息についても、こういうような点も研究所その他で十分把握しておりますか。

○恩田政府委員 生息につきましても、先ほど申し上げました長崎大学、東京大学その他を中心とする御調査を願って、ある程度の状況は把握

いたしております。

○島本委員 香岐におけるイルカの捕獲事件、これについてちょっと伺いますが、どのような経過であつた事件が起つたのですか。それはもう事前、香岐の漁民から水産庁に対してイルカ対策の要望、こういうようなものがあつたのですか、なかつたのですか。もしあつたとするならば、どんな対策を水産庁では指示されたのか。事前の対応策が不備であるということからこういう事件が生じたのじゃないか、こういうふうには報道もされているのでありますけれども、これはいづれが本当なんでしょうか。この点についてもひとつ明確にお知らせください。

○恩田政府委員 香岐周辺におきます一本釣りを中心とした沿海岸漁業者がイルカによつて被害を受けているというところは、大体昭和四十一年ぐらいいからいろいろ出ているところでございまして。その後、私どもの方にも一部御相談もありまして、イルカが逃げるであらうようなシャチの音を出す発音機であるとか、あるいは空砲を撃つとかいふいろいろな方法を講じまして実験をしてみたいわけでもございまして、結局長崎県の現地では、一時はよくても、その後またそれを覚えて寄つてくるといふようなことで、十分な対策にならなかつたわけでもございまして。それで、昨年だつたと思ひますが、香岐の方でも、もっと捕獲をやる方法がないだろうかといふことで、これは長崎県庁と十分御相談されたところでございまして。その後、その方法を用いて、ことしの二月の下旬に採捕が行われたといふことのように理解しております。

なお、私どももいたしましては、過去におきましては発音機その他につきまして、音を出すだけでは、やはりイルカの持つておりますレーダーと申しましうか、そういう反射機能から言ひましてどうも十分でないで、今後は音そのもののほかには、発音機を、さらにイルカの困りますようなシャチのような物体を考へるか、そういうようなことで今後対応してまいりたいといふことで、東京大学それから長崎県の水産試験場それから

ちの水産研究所、そのほか電波関係の研究所も含めまして本年から試験に移りたいと考えておる次第でございます。

○島本委員 そうすると、やはり長崎県の指導であつて、水産庁では直接事前の対応策は指示しなかつた、このようでありまして。しかし、問題になると、長崎一県としてこれをとらまえないで日本の一つの指導ということになって、全世界にこれが広がるわけでありまして。片や陸上の鳥獣は保護する、片や海にいる方に対してはまさに残酷な仕打ちをする、こういうようなものが、やはりそれだけの指導機関、省庁が違つておつても、いいはずのものではないのであります。私は、水産庁がもう少しこれに対してはつきりした態度を示すべきだと思ひます。被害に対しての対策というならば、被害をないやうにこれはとつてしまふといふことの指導じゃないかと思うのです。まして、先ほど次長の方からは、この生息数に対しては資源量という言葉で御答弁がありまして。やはりこれは資源としてこれを確保する、獲得する、その対象にイルカもしてある、こういうようなことじゃないかと思ひます。いわゆる国際的な一つの見方、それと違つて国もございまして、国際的な一つの問題については当然なことです。香岐のイルカの事件については、これはいろいろな事情からやむを得なかつた、こういうようなものであるならば、国際的な批判に対して態度を明確にして、主張すべき点は主張し、国際的に十分理解を得るような対策を水産庁が講ずるのでなければ、この次はサケ・マスだけの問題に終わらないかと思うのであります。私は、この問題に対する水産庁の態度はもっときちつとしたものを持つて国際的に対処しなければ、漁業全体の問題にすりかえられるおそれがある、こういうふうには考へておるべきです。資源量と見、あるいは食害対策としてそれを考へている。そうすると、国際的には残酷な日本、あくまでもいろいろな見方で、これはもう非

難されるわけでありまして、この点、水産庁はもつと考えを深くして、いまのやっているのは、これはもう鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律なんでありまして、ちょうど水産庁のイルカに対する態度、これをやっていると状況なんでありまして、一貫性に欠けるとは思いません。私は、この点をばつきりしておきたいのです。国際的な問題でありますから、この際、水産庁としての意見を伺います。

○恩田政府委員 水産庁といたしましては、大型の鯨も含めまして、海産哺乳動物というもののについては適切な保存と管理を行いながらその資源としての利用を図っていくことの上に立って、いままでやってきておりますし、今回のイルカにつきましては、十分な利用ができなかった面でも、私どもとしてはきわめて残念なところがあると思っております。不必要なものにつきましては、これは当然捕殺すべきではないので、先ほど申し上げましたような食害の防止のためのいろいろな機器その他の開発を至急やりたいというふうな考えをしております。ただ、あくまでも先ほど申し上げましたように、海産哺乳動物についてはその資源の維持管理を図りながら利用していく、これが水産庁の基本的な態度でございます。あくまでもその際、資源を……（島本委員「国際的に」と呼ぶ）国際的にもわが国といたしましては、現在までそれを強く主張してきておりますし、明月行われるでありますよう国際捕鯨委員会に出ましても、やはりその方針で一貫してまいりたいと考えておる次第でございます。

○島本委員 その方針は受け入れられるというふうにも、十分自信を持ってお考えですか。

○恩田政府委員 国際捕鯨委員会につきましても、国際捕鯨条約の中では資源の保存の問題と同時にその利用の問題について討議することになっておりまして、私もいたしましては、国際捕鯨委員会が正常に動くということであれば当然、資源の保護を図りつつ利用すべきであるという精神で行けるものだと考えておりますが、諸外国に

つきましては、特に非捕鯨国の一部につきましていろいろな動物愛護の面のみを強調しておられる国があることはまことに残念だと考えております。

○島本委員 それは残念だという考え方で、もう思っても、やはり向こうはそういうふうな批判、それがやはり世界の一つの流れを構成するのです。ですから、それに対していまのあなたの考え方だけでは、やはり計画的にとつてわれわれは食べるのだ、こういうようなことをだけ言つてやっても、これは通らない。もう少し学術的に、これはどうも何でもないんだ、なおさら資源の増殖と言つていいのですか、これに対して十分配慮してあるのであつて残酷ではないんだ、こういうような点、なぜはつきりと言えないのですか。やはりそういうようなところにまだまだ感覚のずれがあるのではないかと。そういう一部の国があつても、その流れが、批判があるいは非難が構成されるのです。やはり水産庁としては、これからそういうような国を相手にしなければならぬのであるから、もう少し学術的にきちっとした、だれも侵しがないような論理を打ち立てるべきではあるまいかと。そして、それに対して動かないような、こういう姿勢もきちっとすべきじゃないですか。しかし、どう見ても写真にとられたあれは残酷以外の何物でもないのです。全部それを利用したかという、利用しなかったさうです。単に殺したというだけだつたら、これは残酷だという批判は受けませんか。そういうような点からしても、被害の防除についていろいろ承りました。いままでの対策は不十分だということもわかりました。しかし、やはり研究開発の計画、こういうようなものをきちっとしてやつてもらいたい。そうしないといけないと思つて。それから、長期的に水産動物保護と資源の有効利用という観点からも、適切なこの水産動物の管理計画、こういうようなものも当然立てておかなければならぬじゃないやありませんか。いまのニシンの問題でも、鮭鱒の問題でも、学術的に日本は押されつ放しではありませんか。母なる川、いわば母川主義

をとつても、日本はそれに対抗するような対策を何ら持たないではありませんか。そして、いままでやつておつたのだからこれは何ぼ減らされる、全くもう実益主義に立つて、これが現在の日本の水産業。その中にはイルカも、こういうようなものも入つて世界の世論構成の中に日本を追い詰めていとするならば、やはりこの辺も十分考えて私は対処してもらいたい。対処すべきだ。陸の動物は愛護するが海の動物は残酷にしてもいい、こういうことになりませんか。十分お考えだと思いますが、この点に対して、方針なり決意を聞かしてください。

○恩田政府委員 私ども、先ほど例の出ました鯨の資源で申し上げますと、これは国際捕鯨委員会の中では科学小委員会というものが開かれます。この際には、私どもの日本の研究者が出してあります資源の問題についての物の考え方なり数字なり、これは十分討議されておるわけでございまして。ただ、問題は、その科学小委員会から技術小委員会を通じて本会議に移る際、いわゆる生物学上の資源、それを利用するという立場と、それから、全くこれをかわいから愛護しなければいけないという立場と、そこらがぶつかり合ひまして、われわれとしては資源的な議論で言つておりますような科学的な精神というものが全くどこかにすつ飛んでしまつて結論が出るというふうな傾向にあるわけでございまして、これはまことに私どもとして残念だと思つております。なお、それ以外の資源につきましても、ニシンにつきましても、サケ・マスにつきましても、それから沿岸の主要な資源につきましても、各海区の水産研究所で十分研究しております。そして、その資源状態から見れば果たしてその問題があるかどうかという判断はしておるわけでございまして。ただ、諸外国との問題につきましては、単なる資源の状態がどうあるかという問題ではなしに、資源をいかに分け合うか、とり合うかという配分の問題として外国交渉は出てきておりますわけでございます。そういう点からは、御指摘のよう

に、十分な漁獲量の割り当てが受けられずに減少してきているという現実であろうと考えておる次第でございます。

なお、私どもいたしましては資源の保存、維持あるいはさらに増大につきましては、積極的に今後とも対処してまいりたいというふうな考えをしております。

○島本委員 水産庁の方はどうも御苦労さんでした。なお私は、次長わざわざ来て御苦労さんですと申し上げますが、いまの答弁全部、私はまだ釈然としませんがございまして。たとえば資源の問題にしても研究機関の問題にいたしまして、たとえばソ連の方を見たらレーニングラードにある海洋資源研究所ですか、そこには約一千百名ほどの研究要員を置いて、そのほかの各海には全部それぞれ配置してある。全部やると二千名を超える。日本には三百五十名程度しかない、こういうものから場当たり的な結論しか出てこない。もう少し研究機関を整備させるようにして今後臨んでください。こういうようなことを世界的な問題にしないような配慮だけは十分講じてほしい、このことを強く要請しておきたいと思つて。御苦労さんでした。

警察庁、来ておられますか。狩猟法の一部改正法案、この内容のいろいろな改正点、こういうようなことと現状についてちょっと伺つておきたいのであります。

猟銃の規制、これなんですけれども、暴力団に対して銃刀法五条一項六号に該当するものとしてこれは不許可にしている。前回いろいろな質疑がございまして、これは承りました。あくまでもこれは厳しい態度で臨むべきであるというところは議論をまします。具体的にどのような基準でこれを運用しておりますか、この点をまずお知らせください。

○柳館説明員 五条一項六号が「他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」ということになっておるわけでございまして。これは法律で

言え、いわばセービングクローズのような形になっておるものでございます。したがって、具体的な事案ごとに判断をしていかなければならないということになるわけでございます。

ただ、そうも申しましても見当がつかないで、一般論として申し上げますと、たとえば酒乱であつて酒を飲みだすと暴れるというようなことで近所の人が非常な恐怖感を持つておるというような場合にはこれに該当する。それから、暴力団はこれに全部該当するというようなことで運用をいたしておるわけでございます。

○島本委員 そういうふうな運用しておつても、いつか何かあると必ずまた出てくるので、使用されるんです。そういうふうなことから、銃銃等の所持の本来の目的は何なんですか、それから目的に沿つたような使用がなされてない場合の措置はどういうようになっていますか。これは眠り銃なんていう言葉も聞きますが、そういうような点、放置してあるとすれば怠慢じゃありませんか。そういうような点を、やはり事故防止のためには譲渡、廃棄、こういうような方法だつてあるのかと思ひますが、チェックはどういうふうにしていきますか。具体的な効果のあるような方法を、警察庁でありますからとていと思ひますが、この機会にお知らせください。

○柳館説明員 銃砲の所持をする目的は、一つは標的射撃をする、それから一つは狩猟に使う、もう一つは有害鳥獣の駆除、あるいはそれによつて生計を立てているということでございます。こういう目的を持つておらないと認められるものにつきましては、私も俗称眠り銃ということ、更新の際、あるいは一斉検査をした際に、その銃の使用状況を見まして、目的から見て、これはあなただ、もう使わないのではないんでしょうかということを取り下げをするというように指導いたしておるのでございます。これは年間相当な数に上っております。

それから具体的なチェックの方法でございますが、いまその眠り銃に限りませんが、チェックの

方法といたしましては、まず最初に、五条一項六号によつて完全に暴力団には渡らないというチェックを、厳重に調査した上で行うというのが一つでございます。それから、第二番目は更新がございいます。その更新の際にも、さらにまた厳重にチェックするということが二つ目でございます。それから、暴力団が検挙されてきたり、いろいろなことで警察の目にとまつて、これはひとつとしたら銃を持つていないのだらうかという場合には、必ず照会いたしまして、そして、持つていないということになりましたら全面的に取り消していく、その時点において銃の所持を取り消すというふうな制度をいまして、そのように行つておるわけでございます。

私も、いま一番問題にしておりますのは、所在不明銃といふのがあつてございまして、この所在不明銃といふのは、警察の監視から全部離れてしまつた銃でございまして、これが昭和五十二年十二月末現在で千八百二十二丁あるわけでございます。

なぜ所在不明銃になつたかということでございます。まず千八百二十二丁のうち千三百五十九丁が盗難に遭つたというものでございまして、それから残りの四百五十三丁が本人とともに銃がどこにあるかわからないというものになつておるわけでございまして、そこで私もこの捜査追及に非常な重点を置いておるわけでございまして、現実には、こういった銃が一番危ない銃になつておるわけでございまして、昭和五十二年中に暴力団が銃銃を犯罪に供用したのは五十九件あるわけでございまして、ところが、その中の三十六件といふものがやはり所在不明銃だつたものが使われておつたということにもなつておるわけでございまして、そういったことも勘案いたしまして、単に法律上の許可あるいは取り消しというふうなことに限らずに、一般の所持者に対しては、銃をとられたり、あるいは安易に人に貸したりというふうなことは絶対にしないようにということをも訴えまして、協力を得てやっております。

ろでございまして、結果として残念ながら銃銃が使われるといふのは、私も大変残念だし、申しわけないことだと思つております。

○島本委員 四百五十三丁は、これは本人とともに消滅してしまつておるわけですか。やはりそういうふうなところに警察の手の届かない一つの犯行なりいろいろな事件が起つておるんじゃないか。日本国じゅうに銃は何丁あるのかということ調べてあります。もちろん自衛隊や警官は持つておるでしょうけれども、それ以外に、そういうのはきちつとされているのですか。それが眠り銃であるのかどうなのか、そういう点についても警察庁ではきちつと把握しておるのですか。まず、この点を知らせてもらいたいのでございます。それとあわせて、狩猟用として許可を受けてその銃、弾が余つてしまつたとき、猟期の終了後これはどうなつておるのかといふのはきちつと把握していただきます。それらをもちつたり、売つたり、またいろいろなことをされていやせぬか、こういうようなことも把握してございましょうか。この機会ですから、ちよつと聞かしてくださいます。

○柳館説明員 最初に、銃の把握状況でございますけれども、現在、全体で九十万二千五百八十五丁でございます。そのうちに、ライフル銃が二万五千六百三十三丁でございます。散弾銃が七万八千六百六十四丁でございます。私ども銃の種別ごとに全部を把握いたしております。ただ、先ほど申し上げたような所在不明銃であるとか、われわれの許可にならずに密造して持つておるとか、あるいは密輸入して持つておるとか、あるいはある程度あると思ひますけれども、それはまた、不法所持といふことで別の捜査の対象になるものでございまして、行政の対象になるものについては全部把握いたしております。

次に、残弾の件でございますけれども、これはいまの法律によりますと、一遍弾を買ひましてそれを狩猟に使用し、そうすると残弾が残る。残った弾は翌年の狩猟期までは持つておるという法律のたてまえになつておるわけでございます。これは

相当長い歴史がありましてそういう制度になつておるわけでございまして、これが結果として残つておりました、ときどきあちこちに流れる、あるいは貸した借りたというようなことがあるわけでございまして、法律から申しますと、自分の買った弾を人に貸したりするということではできないたてまえになつておるのですけれども、そういうこともございまして、そこで、私も、猟期が終わりましたら全部の狩猟者に当たりまして、現在持つておる弾は全部使ひなさいといたしたところ保管するなり、いずれかにしていただきたいといふことを強く要望をいたしまして、最近大変御協力をいただけるような姿になつてきておるといふのが実態でございます。

○島本委員 その辺からパントマイムがあつて、もう時間だといふことのようにあります。しかし、この眠り銃等については、何か聞いてみると、警察もあつてなきがごとき行政のようでありまして、チェックはするけれども後追ひのようでありまして、これがどこから来るのかわからぬ、こういう言葉を聞くといふのは私は残念なことであります。が、なお一層この点に対してはきちつとした態度で臨んでほしいし、それから環境庁につきましても、いろいろございまして、この眠り銃なんかの点をやるようになった場合、いまいろいろ御答弁もありましたが、その辺を踏まえて、不慮の事故の起こらないように十分配慮してもらつた方がいいと思ひます。いままで長官の意見もいろいろ聞いたのでありますが、何かしら漠然としておる中に、皆さんの意見はきちつと通したい、こういうような答弁のように承りました。もう少しきちつとしたものを持つて環境行政に対処してもらいたい、これが本法の精神である、こういうようなことを申し上げて、どうせ答弁を聞くと、もう一回したくなりますから答弁は要りませんが、今後大いにそれに処してやってく

ださい。これをもつて私の質問を終わります。

○久保委員長 次に、古寺宏君。

て、そういう面から開発する側との意見の調整をいたしまして、私どもとしては、最終的にこはぜび確保しておきたいというところは間違いないに確保するというところで努力をいたしておるわけでございまして、全般的に結果として、私どもとしては全国いろいろな面で調整を図る必要がある問題でございまして、いろいろな御指摘もあろうかと思ひますけれども、私どももいたしましては、保護する立場から、鳥獣の必要な生息地を確保するというところで努力をしてきておるつもりでございまして、今後ともそういう方針で臨みたいと考えております。

○古寺委員 現在、この小川原湖には年間約三千羽のハクチョウが飛来をしております。それからカムリカイツブリもまた、ときどきこの小川原湖の方へ飛来していつているわけでございまして、青森県はこのハクチョウについては天然記念物に指定しております。しかし、鳥獣保護区の設定がまだなされておられません。どういうわけですか。

○出原政府委員 この点につきましては、青森県と地元との接触を願っておる問題でございまして、けれども、地元の了解が十分得られないということでも、そのままになっておる状況でございまして。

○古寺委員 国設の鳥獣保護区というのはどういう地域を指定するわけでございましてか。

○出原政府委員 従来、国設の鳥獣保護区は、その地域の所有が林野庁でございまして、あるいは一般の国有財産になっておるといったようなものが過半を占めるような場所については、国設の鳥獣保護区というように、対処をいたしてまいったわけでございまして、第四次鳥獣保護事業計画の見直しを私どもは考えております。その点におきましては、そういった形式的な面にこだわれないで、重要な渡り鳥の飛来地あるいは繁殖地であるとか、あるいは絶滅に瀕しておる鳥獣の保護を図るべき地域であるといったようなものを国設の鳥獣保護区にするように、計画の立て直しを図りたいと思っております。

○古寺委員 そうしますと、小川原湖の湖水というの、これは、保護区を設定する場合に、国設の保護区になりますか、県設になりますか。どちらですか。

○出原政府委員 小川原湖につきましては、当初県設でございまして、県の方に御努力を願ったという経緯がございまして、それにおきましてもおかつ合意がなかなか得られないというのが現在の状況でございまして。

○古寺委員 そこで、「鳥獣保護及び狩猟の適正化について」の答申がございまして。その答申の中の第二の「鳥獣保護施策の強化について」をずっと読んでまいりますと、「とくに、絶滅のおそれのある鳥獣、渡り鳥の重要な渡来地及び中継地、重要な集団繁殖地等に係る施策については、より一層の強化を図る必要がある、これらの管理の大部分を都道府県知事にゆだねておくだけでは十分ではなく、国が積極的に保護施策を講ずるべきである」、こういうふうに、答申の中には、あるべき姿が、環境庁がこうあるべきであるということがはっきり答申されているわけなんです。しかも、このむつ小川原の問題につきましては、環境庁の指導に基づいて環境アセスメントが行われている。にもかかわらず、あなたの先ほどの答申を承っておりますと、全部県ということ、県だけがもう一切を任せられているような、責任があるような、そういう答弁にしか私は受け取れなかったわけでございまして、この答申の精神から言うならば、当然国が、しかもこういうアセスメントの指導をした、報告書をつくらした環境庁が、もっと積極的な姿勢で鳥獣保護行政というものが、当たられなければならぬと思ふのですが、いかがですか。

○出原政府委員 この答申の中でも御指摘のように述べられておりますが、その意味におきまして、私どもは、第四次鳥獣保護事業計画の見直しを検討をいたしたいということでございまして。答弁の際に、しばしば都道府県との協議ということ申し上げておりますが、私どもの官庁は鳥獣保護

護に関して出先機関を持っていない官庁でございまして。したがって、私どもとしては、最終的な責任は国が持つべきであると考えておりますし、また、それに応じて所要の職員を派遣するということも必要なのは承知をいたしておりますが、地元の状況を十分御承知の都道府県の御意見なり御尽力を煩わすということは今後とも必要であるかと考えますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○古寺委員 現在、鳥獣保護区を設定しております。特別保護区もございまして、その中には国設の場合もあるし、あるいはまた県が設定している場合もございまして、そういうものに対する国の財政措置、これはどのくらいございましてか。

○出原政府委員 国のこの関係の経費は、約三千万でございまして。都道府県は、それぞれ財源は都道府県の税収をもって充てております。都道府県の合計は約三十億でございまして。

○古寺委員 現在、都道府県では、入猟税によって鳥獣保護行政というものが行われているのですが、これでは十分に鳥獣保護行政の目的が達成できないですね。ですから、やはりそういう地方税だけにゆだねるのではなくして、今後、国としても鳥獣保護のために財政措置というものを十二分に講じていく必要があると思ふのです。きょうもこの財政措置を含む附帯決議がなされる予定になっておりますが、環境庁長官、いままで財政措置は全く国としてはなされてない。今後この鳥獣保護行政の充実強化のために、こういう面について積極的に環境庁は取り組んでいく必要があると思ひますが、長官のお考えを承りたいと思ひます。

○山田国務大臣 御説の趣旨に従ってわれわれも努力いたしたいと思っております。

○古寺委員 それでは、期待をいたしまして、次に移らせていただきます。

昭和五十二年「農業の鳥獣に対する安全性の評価に関する調査研究報告」というものが行われました。これを読んでまいりますと、松くい虫

防除についての農業の影響を調査研究をなさっているわけでございまして、最後の結論を読みますと、松くい虫防除に伴う農業の「野鳥の生態に及ぼす影響については、本調査のほか野外試験における農業散布による野鳥の生態に及ぼす調査の結果をふまえて総合的に判断されるべきものである」と、こういうふうな結論として記載されているわけでございまして、この野外試験の調査研究の結果、これはいつごろまでになされるのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

○出原政府委員 御指摘の調査につきましては、昭和五十二年及び昭和五十三年、二年度にわたります。各年度とも約一千万の予算で行っております調査でございまして。私どもは、この結果を五十三年度中には得たいというふうに考えております。

○古寺委員 現在、松くい虫防除のための農業の空中散布はもうすでに始まっているわけですが、その野鳥へのいろいろな影響性について、環境庁はどのような対策をお考えになっておられますか。

○出原政府委員 農業の空中散布等につきましては、いわゆる特別防除を行う場合につきましては、鳥獣保護区の特別保護地区、あるいは国立公園の特別保護地区、あるいは特殊鳥類の生息地、あるいは天然記念物に指定されているような動植物があるというところで影響が特に懸念される地域につきましては、原則的に特別防除は行わない。ただ、実情に応じて行う必要があるという場合には、御協議をいたした上で考えるということにいたしております。

その他の地域につきましても、学校、家屋、病院等の周辺とか自然公園の集団施設地区といったようなものにつきましては、できるだけ環境に悪影響を及ぼさないようにという配慮が必要な場合には行わない、要するにそういう特別防除をやめるといふことも考えていただくというようにいたしておるわけでございまして。

○古寺委員 林野庁にお尋ねしますが、林野庁は

ろな経歴をお持ちになつていらつしやるわけでございますので、こういう渡り鳥を保護するとか、あるいは水鳥の生息地を保護していくというような立場からも、ぜひこれらの条約の締結の促進を、環境庁長官としてもひとつ強力に推進をしていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○山田国務大臣 そのように努力してまいりたいと考えております。

○古寺委員 時間ですから、これで終わります。

○久保委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○久保委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○久保委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○久保委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、池田行彦君、島本虎三君、古寺宏君、中井治君、東中光雄君、工藤晃君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。池田行彦君。

○池田(行)委員 私は、ただいま議決されました鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、絶滅のおそれのある鳥獣の生息地等鳥獣保護上特に重要な地域については、国が積極的な保護に当たるとし、このために必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が行う鳥獣保護事業についても、国は、その充実強化について、一層強力に指導すること。

二、鳥獣保護施策の拡充を図るため、関係行政組織の充実強化に努めるとともに、科学的な鳥獣行政を推進するため、調査研究体制の整備を図ること。

三、鳥獣保護に関する国際協力の一層の推進を図るため、関係国際条約の早期締結に努めること。

四、狩猟を行う場所等狩猟制度の基本的あり方について更に検討を進め、速やかに結論を得るよう努めること。

五、鳥獣による農林水産業に対する被害の防止については、関係行政機関の連繫を一層強化し、適切な被害防止施策を確立するよう努めること。

以上であります。その趣旨につきましまして本文中に尽くされておりますので、説明を省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、山田環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。山田環境庁長官。

○山田国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を体しまして努力いたします。

○久保委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久保委員長 次回は、来る六月二日金曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会